

# 第2章 国分寺市農業基本構想

## 1. 国分寺農業の基本目標・基本方針

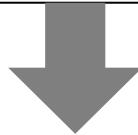
国分寺農業を維持・発展させていくためには、農のあるまちづくりを進め、農業者と市民が一体となって地産地消を実現することで、農業者においては生産性や農業所得が向上し、市民にとっては安全・安心な農畜産物を手にでき、多様な魅力のある農のあるまちで暮らすことができるという双方にメリットがある関係を築くことが求められます。

そこで、本計画においては、第二次計画を踏襲し、「都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業」を基本目標としつつ、4つの柱を次のように掲げます。

### 基本目標 都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業

#### 4つの柱

- ① 持続的・安定的・発展的な農業経営の確立
- ② 意欲的な農業者に対する支援
- ③ 生産基盤であり多面的機能<sup>32</sup>を持つ農地の保全・活用
- ④ 市民がふれあう農のある豊かなまちづくり



#### 農業施策の展開

- ① 国分寺農業の持続と発展に対する支援
- ② 地産地消を中心とした生産・流通・販売・消費のネットワークの確立
- ③ 食と農を結びつけた国分寺農業への理解の促進
- ④ 農地の多面性を活かした農のあるまちづくりの推進
- ⑤ “市民と農がふれあうまち国分寺”の継続と発展

## 2. 農業経営確立のための将来指標

国分寺市農業が目指す基本目標を達成するため、今後10か年(平成28年度～37年度)の目標指標を設定します。

### (1) 農家数・農業従事者数と農地面積

農林業センサスによると、平成22年時点の農家数<sup>33</sup>は234戸(うち販売農家数は183戸)です※1。平成12年以降の農林業センサスでは、平成12年に273戸、平成17年に245戸となっており、平成12～22年の10年間で39戸、平成17～22年の5年間で11戸減少しています。今後もこの減少傾向が続くことが想定されるため、農林業センサスに準拠し、農家数の目標を平成32年には220戸、平成37年には215戸とします。

農業従事者数は、農林業センサスで得られる販売農家における自営業に従事した世帯員数とみなし、平成22年時点では568人と得られます※2。平成12年以降の農林業センサスでは、平成12年に678人、平成17年に627人となっており、平成12～22年の10年間で110人、平成17～22年の5年間で59人減少しています。農家戸数の減少とも連動し、この傾向が続くと想定されることから、農業就業者数の目標を平成32年には495人、平成37年には470人とします。

平成27年現在の農地面積は154.50haで、平成17年から20.5ha減少しています※3。減少幅は、平成7～17年における減少(37.29ha)よりも小さくなっています。今後の農業経営の持続性の向上や、営農意欲の促進を目的とした取組を前提として、目標値は平成32年に150ha、平成37年に145haとします。

生産緑地については、平成27年1月1日現在で129.72haを指定しています。平成16年から追加指定を行っていますが、翌17年以降、約8.23ha減少しており、第四次国分寺市長期総合計画・後期基本計画の目標(136ha)も下回っています※4。この推移を踏まえつつ、引き続き生産緑地の追加指定を推進することで減少の抑制を図り、生産緑地面積の目標値は平成32年には126.86ha、平成37年には124haとします。

#### ■農家指標

	農家数	農業従事者数	農地面積	生産緑地
平成17年	245戸	627人	175.00ha	137.95ha
平成22年	234戸	568人	164.43ha	133.12ha
平成27年	—	—	154.50ha	129.72ha
平成32年	220戸	495人	150.00ha	126.86ha
平成37年	215戸	470人	145.00ha	124.00ha

※平成27年の農家数、農業従事者数は、2015年農林業センサスが終了していないため記載していません。

※1 「農家数」は、農林業センサスで得られる数値であり、自給的農家と販売農家を含む。

※2 「農業従事者数」は、農林業センサスで得られる数値であり、販売農家において農業に従事する世帯員の人数とする。

※3 「農地面積」は、国分寺市が指定する生産緑地の面積に、固定資産税の課税上、課税地目が生産緑地以外の農地として認定された農地の面積を積算して算出した。

※4 「生産緑地」の面積は、国分寺市が指定した生産緑地指定地区の面積の合計。

## (2) 農地利用集積の目標

平成27年現在、認定農業者数は50戸(94人)が認定されています。第二次計画では「50a以上の所有農地面積を有し、現在の経営を維持する、又は今後経営を拡大する意向のある農家」をリード農家<sup>34</sup>と名付け、80戸と目標を定めていました。その後、平成19年より認定農業者制度を開始したことから、本計画では認定農業者を目標値とします。今後、国分寺農業の持続性・発展性・安定性の実現には認定農業者数の増加が求められることから、平成32年に65戸(120人)、平成37年に80戸(150人)の認定を目指します<sup>※5</sup>。

認定農業者の所有農地を見ると、平成27年現在で約46haとなっており、第二次計画の目標値85haには達していません<sup>※6</sup>。農地全体の面積が減少していることも踏まえつつ、認定農業者の増加を加味し、平成32年に53.5ha、平成37年に61haを目指します。認定農業者の所有農地が市内農地に占める割合である農地利用集積目標としては、平成32年が35.6%、平成37年には42.0%となります<sup>※7</sup>。

### ■ 農地利用集積指標

	認定農業者数	認定農業者所有農地	農地利用集積目標
平成17年	—	—	—
平成22年	58戸／93人	56.4ha	34.3%
平成27年	50戸／94人	46.0ha	29.7%
平成32年	65戸／120人	53.5ha	35.6%
平成37年	80戸／150人	61.0ha	42.0%

※平成17年には国分寺市では認定農業者制度が開始されていないため、記載していません。

一方、全城市街化区域である当市では、農地の面的集積は困難であるため、施設化等の推進により農地の高度利用を図ることで実質的な経営耕地面積の確保に努めます。

また、関係機関及び関係団体と連携し、認定農業者の営農類型及び意向並びに地域の特性等を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営の実現を支援するため、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図り、都市農地貸借円滑化法による農地貸借等の取組を促進します。

## (3) 労働時間と農業所得目標

年間労働時間の目標は、農家の主たる農業従事者とその家族(女性農業者又は後継者)の2人を基本とし、主たる農業従事者1人当たり年間1,800時間を目標とします。年間農業所得の目標は他産業従事者並みの水準を確保し、経営規模・営農形態に応じて年間1,000万円若しくは年間600万円、また、営農規模の制約等により経営拡大が難しい農家については300万円と設定します<sup>※8</sup>。

	労働時間	農業所得
平成17年	—	—
平成22年	2,340.3時間	315.8万円
平成27年	2,263.8時間	422.6万円

平成32年	1,800時間	300～1,000万円
平成37年	1,800時間	300～1,000万円

※平成17年には国分寺市では認定農業者制度が開始されていないため、記載していません。

- ※5 「認定農業者数」は、国分寺市が認定した農業者の戸数と家族経営協定を結び共同申請書を提出した世帯員も含めた農業従事者数から算定した。
- ※6 「認定農業者所有農地」は、認定農業者の申請時に提出する農業経営改善計画(用語解説33を参照)に記された市内所有農地より算定した。
- ※7 「農地利用集積目標」は、認定農業者所有農地面積を市内農地面積で除算した上、小数点第2位以下を切り捨てて算出した。
- ※8 平成22年・27年の「労働時間」「農業所得」は、農業経営改善計画に記された「年間農業所得」「年間労働時間」に基づき算出した。

### 3. 青年等の育成・確保

#### (1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

○当市において、平成25年の新規就農者は1人であり、過去5年間の平均は1.4人とほぼ横ばいの状況が続いている。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来に渡って市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

○国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、当市においては年間2人の当該青年等の確保を目標とします。

○当市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得(「2農業経営確立のための将来指標－(3)労働時間と農業所得目標」に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標である600万円の5割程度の農業所得、すなわち300万円程度)を目標とします。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

当市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター(公益財団法人東京都農林水産振興財団)農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う(公財)東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、東京都中央農業改良普及センター、JA東京むさし国分寺支店と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

### (3) 青年等が目標とすべき農業経営の指標

上記(1)に示したような目標を可能とする農業経営の指標としての主要な営農類型については、「4農業経営の展開－(3) 営農類型と経営モデル」に示す類型で農業所得300万円を目標とする経営モデルを指標とします。

## 4. 農業経営の展開

### (1) 持続的・安定的な農業経営の確立

- 農業が持続的に発展するためには、新しい技術や生産方式等を積極的に導入し、生産・流通の改善を図る必要があります。認定農業者制度を活用して国分寺農業の根幹をなす担い手を明確化することにより持続的・安定的な農業経営を確立します。
- 認定農業者以外の農家についても、国分寺農業を維持・発展させていく上で貴重な担い手であることから、全ての農家について可能な限り農業経営の存続支援を図ります。
- 認定農業者又は認定を受けようとする農業者、生産組織等に対しては、農家の生産方式や経営管理の合理化方策など経営能力向上を促進するために必要な支援施策を集中的かつ重点的に実施されるよう推進体制の確立を図ります。また、農業生産・販売の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画<sup>35</sup>の共同申請<sup>36</sup>を推進するなど農業経営への積極的な参画を働きかけます。
- 家族経営協定<sup>37</sup>の締結(農業経営の方針、労働時間・報酬、役割分担等)により女性就農者や農業後継者等の地位及び役割を明確化し農業経営のパートナーとして位置付けるなど、経営目標を持った農家の取組を支援します。
- 女性農業者は主たる農業者である配偶者との結婚を契機として農業に携わることが多く、また、若年後継者等の新規就農者や定年帰農者も同様に、生産技術・経営に関する知識や経験についての個人差が大きいため、経営状況に応じた知識や技術、経営管理能力の修得のための研修や交流を促進します。
- 特に若年後継者については、これから国分寺農業の主たる担い手となることから、新しい技術や生産方法、流通・販売方法に関する試行錯誤が行いやすいよう、知識・技術の研修はもとより、資金面での支援も図ります。

### (2) 経営改善に向けた取組

国分寺農業は大きく分けて野菜・果樹・植木・花き・複合経営(畜産と野菜等)の5つの営農区分に分類することができます。この区分ごとに今後の都市型農業経営の改善に向けた取組方向を設定します。

## 【営農区分1】野菜生産を中心とした経営

### (経営の現状)

- 野菜生産については作付け規模に関わらず直売や生協・スーパー等への販売、契約出荷を中心とした経営が行われていますが、作付け規模が小さい農家ほど直売中心の経営を行っています。
- 作付けが100a以上の比較的大規模の農家では販売先を複数確保して契約出荷を行っています。また、学校給食への出荷等も増え、複数の販路を持つ多角的経営が行われています。
- 主要作目であるサトイモ、ブロッコリーをはじめ、直売所での消費者ニーズに応えるべく多品目の野菜が生産されています。

### (経営改善の取組)

- 今後の経営において、生産技術については野菜の出荷期間の拡大と品質向上による周年供給技術の確立や、IPM(総合的病害虫管理)<sup>38</sup>等、環境負荷低減防除技術の導入に取り組みます。
- 都市農業の特性を活かし持続的で活力ある農業経営を図るため、女性農業者や若手農業者等の経営能力の開発、青果販売・流通面など経営感覚を持った担い手の養成、また、援農ボランティアの活用など多様な担い手の採用による安定的経営を目指します。
- 販売面については、新鮮ブランドのアピールや産直のネームバリューを活用した出荷、空き店舗を活用した地場産品の販売、野菜の学校給食等への供給拡大等を目指すとともに、食育への関心の高まりを背景に消費者団体等との協働により東京都エコ農産物認証制度<sup>39</sup>等を活用した消費を促進するための付加価値化や流通システムの工夫・改善に取り組みます。

## 【営農区分2】果樹生産を中心とした経営

### (経営の現状)

- 果樹生産については、10～30a程度の作付け農家を中心に直売経営や摘み取り園、もぎ取り園を主体とした経営が行われています。
- イチジク、ブルーベリー、カキ、クリ、ブドウを中心に生産されています。イチジク、ブルーベリーについては加工品によるブランド開発の取組が進んでいるほか、一部ではブルーベリーの摘み取り園、ブドウのもぎ取り園の運営が行われています。

### (経営改善の取組)

- 今後の経営については、新品種の導入と栽培技術、病害虫防除技術の向上により、安定生産と品質向上を目指します。また、地場産品を活用した加工品等の商品開発等により消費者ニーズをリードするとともに、宅配サービスなど商業・流通とも連携したサービス多様化への取組を目指します。

## 【営農区分3】植木生産を中心とした経営

### (経営の現状)

- 植木生産については経営規模に関わらず卸業者への直接販売や直売経営、あるいは市場出荷による経営が行われています。
- 公共緑化木や花木類の生産が主であり、ハナミズキ、モミジ・カエデ類、ソヨゴ等を中心に、多くの樹種が生産されています。モミジ・カエデ類については、市内生産者により作出された1品種が、地域ブランドとして市内で生産されています。

### (経営改善の取組)

- 今後の経営において、生産技術については、特色ある商品の開発やより多くのブランドの形成、更には全国的な市場動向を捉えた樹種の導入や生産技術等に関する取組、また、有機堆肥の活用など資源循環型の植木生産の取組を目指します。
- 建築物の壁面・屋上緑化や街路樹植栽、公共施設等の整備といった都市緑化に対応可能な樹種の導入やその生産技術を確立するなど新たな緑化産業も視野に入れたビジネスモデルの創出が期待されます。
- 販売面については、造園技術や緑化デザイン等を含めた総合的な商品企画・市場開拓を図るとともに、インターネットなど情報技術の普及に対応した新たな販路開拓を目指します。

## 【営農区分4】花き生産を中心とした経営

### (経営の現状)

- 花き生産については直売経営あるいは市場出荷や卸業者への直接販売を主体とした経営が行われています。
- 鉢物や苗物(野菜苗含む)の生産が主であり、特にシクラメン、ラン、ポインセチア、パンジー等を中心に多品目が生産されています。また、ポインセチアでは特殊な仕立て方により付加価値の向上に努め、地域ブランド化に取り組んでいます。

### (経営改善の取組)

- 今後の経営において、生産技術については、特色のある商品の開発やブランドの形成、新品種の導入や生産技術等に関する取組を目指します。
- 販売面については、出荷時期・品種など価格安定化対策や、商品の付加価値・販売方法の工夫など地元消費拡大に向けた取組、イベント等を通じた市民・消費者との関係づくりと近隣客層の拡大に取り組みます。

## 【営農区分5】各種生産の複合経営

### (経営の現状)

- 以上の営農区分に示した野菜・果樹・植木・花き等の単一経営を行っている

農家や畜産等を含め、これらの区分を複合的に生産する複合経営の農家も多数見られます。

### (経営改善の取組)

○基本的に以上の営農区分に示した生産内容ごとの経営改善の取組を充実させることにより、市場ニーズの変化に即応可能で多様な生産品目を有した持続的・安定的な農業経営の確立を目指します。

### (3) 営農類型と経営モデル

国分寺農業の将来を担う農業経営者を先導的に確保するため、本計画の目標期間である今後10か年において育成を図るべき国分寺農業の経営モデルを設定します。

営農類型		経営モデル				都市型農業経営改善に向けた取組(例)	
	所得目標 (万円)	経営耕地及び作付面積 (a)	労働力 (人)	主要作物	農業生産技術の向上	個性ある農産物の育成	
野菜	野菜の直売や契約出荷を主とした経営	1,000	120(施設20)/300	3	葉茎菜類 果菜類 根菜類 うど等	□野菜の出荷期間の拡大と品質向上による周年供給技術の確立  □IPM(総合的病害虫管理)など環境負荷低減防除技術の普及	□伝統ある野菜や、国分寺特有の野菜の生産  □農産物認証制度等に基づく農業の推進
		800	80(施設10)/250	3			
		600	60(施設10)/200	2			
		450	40(施設10)/150	2			
		300	30(施設10)/100	2			
	援農を活用する野菜の直売経営	800	100/200	3+援農ボラ			
		600	80/160	2+援農ボラ			
		450	50/120	2+援農ボラ			
		300	30/100	2+援農ボラ			
	エコ農産物認証の取得等を目指す野菜の直売経営	800	100/200	3			
		600	80/160	2			
		450	50/120	2			
		300	30/100	2			
	野菜の直売と農業体験農園を主とした経営	300	80/120	2+雇用(0.5)			
果樹	直売又は観光果樹園経営	500	70/70	2	ブルーベリー カキ、イチジク ブドウ、クリ	□新品種の導入と栽培技術の確立	
		300	35/35	2			
植木	緑化木の生産と流通を行う一貫経営	1,000	200(施設30)/200	3+(雇用2)	緑化木(モミジ・カエデ類、ソヨゴ、ハナミズキ等)	□壁面・屋上緑化など近年のニーズに対応した生産技術の確立(新たな緑化産業創出)	□特色ある商品の開発・ブランド形成、新品種や生産技術等に関する協力体制
		800	150/150	3			
		600	150/150	3			
		450	80/80	2			
		300	60/60	2			
花き	鉢物・苗物の市場出荷・直売等を主とした経営	1,000	30(施設20)/60	2+(雇用2パート・ボランティア)	シクラメン、ラン、 poインセチア、パンジー等	□新たな栽培品目の導入	□新品種や生産技術等に関する協力
		600	30(施設20)/60	2+(雇用1パート・ボランティア)			
		300	30(施設20)/60	2+(雇用1パート・ボランティア)			
複合経営	畜産と野菜、果樹の複合経営	600	100/50羽(うこつけい)	2	うこつけい卵 葉菜・果菜類	□ブランド化、衛生面の向上	□市場性の見込める農産物への取組
		300	100/50羽(うこつけい)	2	うこつけい卵 葉菜・果菜類、果樹類(カキ、イチジク等)		
	植木と直売向け野菜の複合経営	600	100/200	2	公共緑化木(ハナミズキ) 野菜(ホウレンソウ、キヤベツ等)	□収益性の高い品目・新品種の導入と栽培技術の確立	□地域住民へのフラワーアレンジメント教室開催及び講師請負
		300	50/50	2	公共緑化木(ハナミズキ)、ブルーベリー、イチジク、カキ、ブドウ、クリ		
	観光果樹園と野菜を組み合わせた複合経営	600	80/120	2+(雇用0.5)	ブルーベリー、カキ、ブドウ等、野菜類	□果菜類及び切り花の周年供給制の確立	□地域住民へのフラワーアレンジメント教室開催及び講師請負
	花きと野菜の複合経営	300	50(施設5)/100	2	葉菜・果菜類、切り花類(キンギョソウ、トルコキキョウ、オリエンタルユリ等)		

戦略的なマーケティング	地場流通と地産地消の拡大	資源循環型農業の推進	ふれあい農業の展開	情報活動の展開	市民との協働、消費者との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>□宅配など商業とも連携したサービス多様化への取組</li> <li>□若手農業者等の経営能力開発の推進</li> <li>□農業後継者等のキャリアアップの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□地場產品を活用した加工品等の商品開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□特別栽培等で生産された野菜の消費を促進する付加価値・販売方法の工夫</li> <li>□持続性の高い農業生産方式に基づく農業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進</li> <li>□援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用</li> <li>□畠売り、摘み取り体験、オーナー制度等、多様な農業体験農園事業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□新鮮ブランドのアピール、産直ネームバリューの活用</li> <li>□地場流通拡大のための消費者向け販売情報等の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□新鮮・安心野菜の学校給食への供給方法改善、保育園をはじめとする公共施設への拡充</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>□マーケティング戦略、価格安定化対策</li> <li>□宅配など商業とも連携したサービス多様化への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□地場產品を活用した加工品等の商品開発</li> <li>□消費者ニーズの把握、食の嗜好の変化への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□持続性の高い農業生産方式に基づく農業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進</li> <li>□援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□新鮮ブランドのアピール、産直ネームバリューの活用</li> <li>□地場流通拡大のための消費者向け販売情報等の発信</li> </ul>	
□造園技術や緑化デザイン等を含めた総合的な商品企画・市場開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>□地場の植木產品をアピールできる市場(共同取引所等)の開設</li> <li>□顧客へのアフターサービス樹木診断等のアドバイザリー</li> <li>□イベント等を通じた市民・消費者との関係づくり、近隣客層の拡大</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>□子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進</li> <li>□援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□市民への情報発信、ブランド商品のコマーシャルなどPR活動</li> <li>□インターネットなど情報技術の普及に対応した新たな販路開拓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□市民との協力による植樹活動など地域緑化への参加・協力</li> <li>□街路樹や樹林地保全事業など公共空間整備に対するコンサルティング</li> </ul>
□マーケティング戦略、出荷時期・品種など価格安定化対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>□子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進</li> <li>□援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□市民への情報発信、ブランド商品のコマーシャルなどPR活動</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>□卵の庭先販売、共同直売所等への出荷推進</li> <li>□消費者ニーズの把握、食の嗜好の変化への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□たい肥の自家利用など資源循環の取組、耕種農家へのたい肥提供</li> <li>□近隣住民への臭害対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進</li> <li>□援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用</li> <li>□畠売り、摘み取り体験、オーナー制度等、多様な農業体験農園事業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□鳥インフルエンザに備えた危機管理体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□都市農業における畜産の役割再認識</li> </ul>

## 5. 農業を担う者の確保及び育成

### (1) 農業を担う者の確保・育成の考え方及び取組

市内産農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的・安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成を図ります。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。このため、認定農業者制度及び認定農業者への各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都中央農業改良普及センター、JA東京むさし国分寺支店等と連携して研修・指導及び相談対応等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、家族経営協定制度の推進や、市で実施している市民農業大学事業を通して援農ボランティアを育成し、援農ボランティア制度を活用した労働力の確保等の促進を図ります。

加えて、当市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、農業関係機関と連携し、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供等の支援を行います。

### (2) 関係機関との連携・役割分担の考え方

当市は、東京都、東京都農業会議、国分寺市農業委員会、JA東京むさし国分寺支店等の関係機関と連携しながら、市が全体的な管理・推進を行い、就農等希望者への情報提供や相談対応、農地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

① 東京都農業会議、国分寺市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応・情報提供等を行います。

② 当市は、JA東京むさし国分寺支店等と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

## 6. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

国分寺市は全域市街化区域のため、農業経営基盤強化促進事業<sup>40</sup>は該当しません。

## 7. その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法に関し必要な事項については、別に定めるものとします。